

夏休みは家族でお金や契約について話す絶好のチャンス！
若者を狙った消費者トラブルが年々増える中、この記事を書きかけに、「お金の大切さ」や「契約」について、みんなで話し合ってみましょう！

こどものための くらしの知っ得情報 「契約」について知ろう

わたしたちは、みんな「消費者」

わたしたちは、お金を払って食べ物や文房具を買ったり、バスに乗ったりして生活しています。このように、商品やサービスを買ったり使ったりすることを「消費」、消費する人を「消費者」といいます。こどもも消費者の一人なのです。

買い物は「契約」という大切な約束

お店で物を買うことは「契約」といって、法律上の責任がともなう、とても大切な約束です。たとえば、買う人と売る人の気持ちが一つになった時に「売買契約」が成立します。契約が成立すると、買う人にはお金を支払う責任が、売る人には商品をわたす責任が生まれます。だから、買った後で「やっぱりいらない」という自分だけの都合で、かんたんに契約をやめる(返品する)ことはできません。

クイズに挑戦！

次の①～④のうち、どれが「契約」だと思いますか？

- ①コンビニでおかしを買う
- ②オンラインゲームで課金する
- ③放課後、友だちと遊ぶ約束をする
- ④病院でお医者さんにみてもらう

答え：③以外は全て契約です。
③は「法律で決められた約束(=契約)」ではありません。

18歳になったら「自分一人で責任を持つ契約」ができるように

2022年4月から法律が変わり、法律上の大人(=成年)になる年齢が20歳から18歳になりました。これにより、18歳になると、保護者の同意がなくても、自分一人ですいろいろな契約ができます。でもその代わりに、保護者が後から取り消せる「未成年者取消権」が使えなくなってしまいます。だからこそ、自分一人で責任を持つ契約は、とても慎重に行う必要があるのです。

★18歳になったらできること

保護者の同意なしに契約ができます

【例】スマホの契約、ローンを組んで自動車を購入、
クレジットカードを作る など

★20歳にならないとできないこと

お酒を飲む、たばこを吸う、公営ギャンブル(競馬、競輪、
競艇)の投票券を買う など

もし、買い物や契約で「あれ？ おかしいな」と感じたり、困ったことがあったりしたら、決して一人で悩まないで。必ずおうちの人や、消費生活センターに相談してください。

石狩市消費生活センター
所 市役所1階 回 平日10時～16時

75・2282

土・日・祝日は
消費生活センター 188
いやや 局番なし

令和9年度採用

石狩市職員採用資格試験

試験区分		採用予定	受験資格
初級職	①事務	若干名	高等学校、短期大学、高等専門学校、専修学校を卒業またはR9/3月までに卒業見込みで、H13/4/2以降に生まれた方
	②土木	若干名	②は土木の専門課程を履修した方
社会人経験者	③一般行政	若干名	高等学校以上を卒業したS51/4/2～H13/4/1生まれで、R1/8/1～R8/7/31に民間企業などにおける職務経験を3年以上有する方
	④一般土木	若干名	④⑤は土木・建築関連の職務経験を2年以上有する方。なお、本年度の前期に実施した同区分の試験と重複受験はできません
	⑤一般建築	若干名	
資格職	⑥保育士	2人程度	保育士の資格を有する、またはR9/3月までに資格取得見込みで、S42/4/2以降に生まれた方

申込方法 4(火)～24(月)に市HPからWeb申し込み

1次試験 エントリーシート審査 ※詳細は市HPでご確認ください

問合せ 職員課 ☎72・3151



▲初級職



▲社会人経験者



▲資格職

※上記3つの2次元コードから開く市HPは、3(月)公開予定です

次の一歩を、石狩から

